

〈施設園芸農業者の皆様へ〉

園芸施設共済の補償が 拡充されます！！

自然災害等により被災した園芸施設を再建し、速やかに農業経営の継続が図られるよう、園芸施設共済の補償が拡充されます。

平成27年2月から適用できるよう準備を進めますので、詳細は最寄りの農業共済組合へお問い合わせください。

重大な気象災害等により被災した園芸施設の復旧等を支援する被災農業者向け経営体育成支援事業の実施は、過去に例のないような甚大な気象災害が発生した場合に限られることから、施設園芸農業者の皆様にあっては、自然災害等に備えて、災害対策の基本となる園芸施設共済に加入しておきましょう！！

農林水産省

園芸施設共済の補償の拡充

1. 時価ベースの補償の拡充

(1) 耐用年数の見直し

施設本体と附帯施設の耐用年数を下表のとおり見直します。
パイプハウスは、耐用年数が2倍になり補償金額が増加します。

	見直し前	見直し後	差
ガラス室Ⅰ類(木造)	10年	5年	(△5年)
ガラス室Ⅱ類(鉄骨)	15年	14年	(△1年)
プラスチックハウスⅠ類(木竹)	5年	5年	(±0年)
プラスチックハウスⅡ類(パイプ)	5年	10年	(+5年)
プラスチックハウスⅢ類(簡易鉄骨)	7年	14年	(+7年)
プラスチックハウスⅣ類・Ⅴ類・Ⅵ類(鉄骨)	15年	14年	(△1年)
附帯施設	5年	7年	(+2年)

(2) 補償価額の引上げ

施設本体と附帯施設の耐用年数経過後の補償価額を再建築価額の20%から50%に引き上げるにより補償金額が増加します。

2. 農家選択による補償の追加

1の時価ベースの補償の拡充に加えて、農家の選択により、更に大きな補償が受けられます。

① 耐用年数内の施設の補償価額は、再建築価額の100%。

② 耐用年数経過後の施設の補償価額は、再建築価額の75%。

注1: 追加部分の共済掛金の全額を農家に負担していただきます。

注2: 追加部分の共済金は、施設本体及び附帯施設を復旧した場合に支払います。

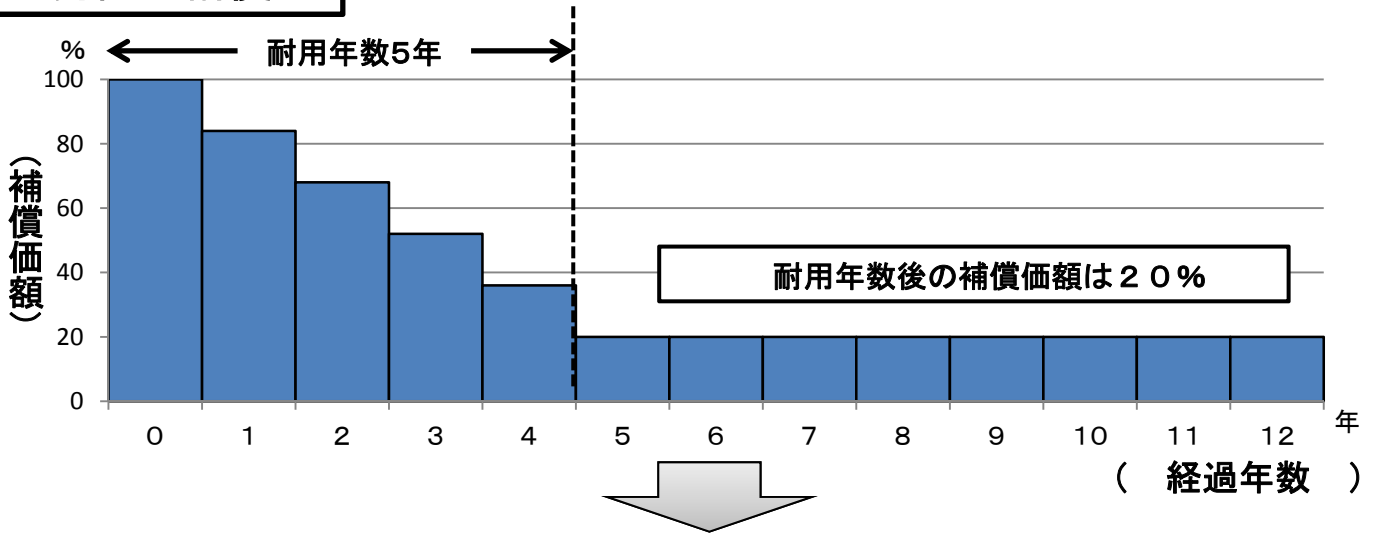
3. 撤去費用の対象の拡充

現在、撤去費用の対象となっていないパイプハウスも撤去費用の補償対象に追加されます(農家選択)。

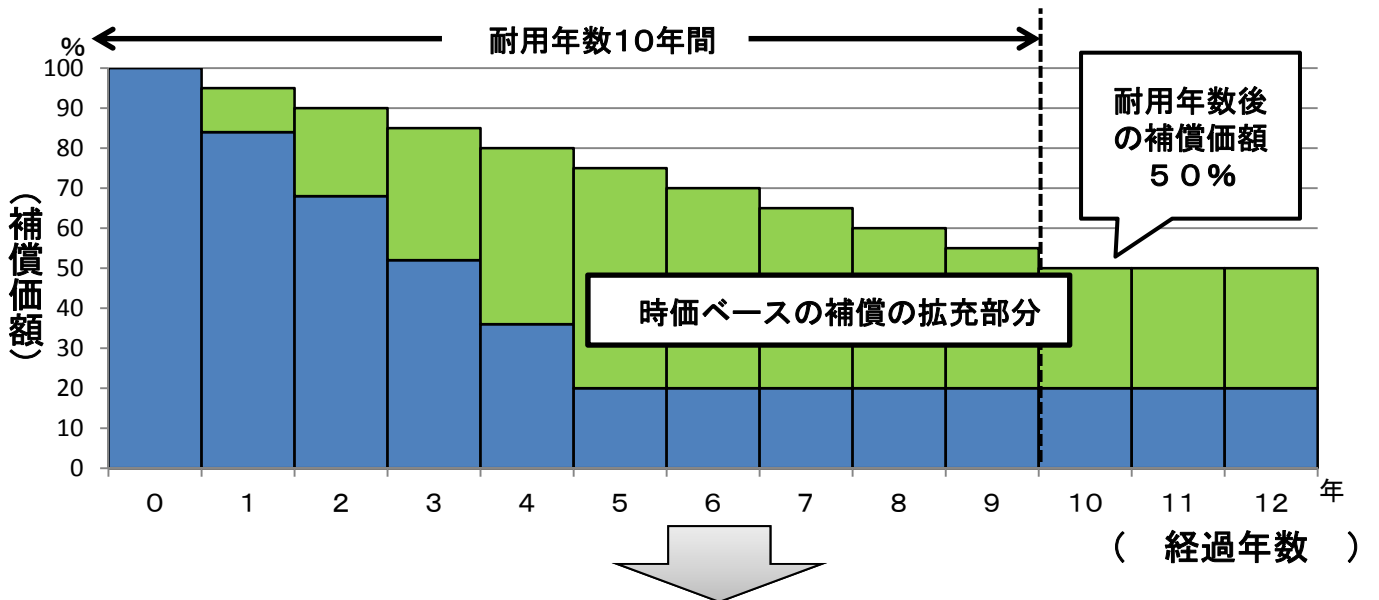
〈パイプハウスの場合〉

注：共済金は補償価額の8割が上限

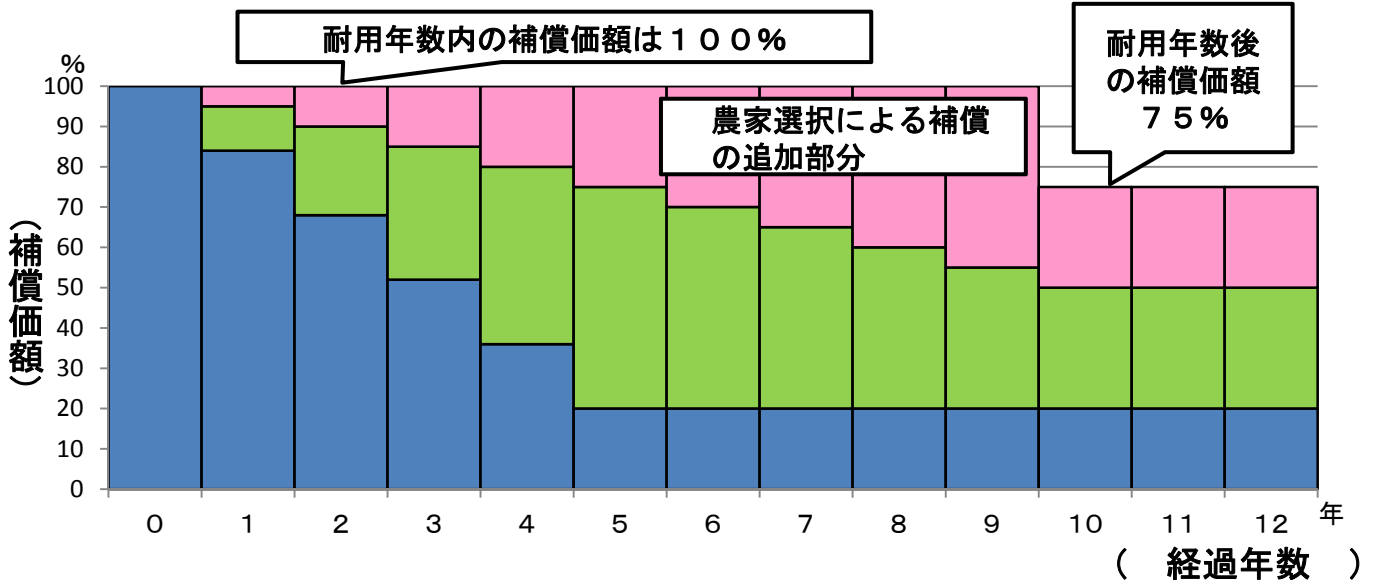
現行の補償



1. 時価ベースの補償の拡充 (耐用年数の見直しと補償価額の引上げ)



2. 農家選択による補償の追加



園芸施設共済に係る補償内容の試算例(プラスチックハウスⅡ類)

○ パイプハウスの場合 (1,000㎡、19mmパイプ、耐久性軟質フィルム(1年未満))

共済金は補償価額の8割が上限

■ 試算前提

① 本体の再建築価額: 1,800千円 (1,800円/㎡) ② 被覆材再取得価額: 1,321千円 (620円/㎡)

③ 共済掛金率(全国平均値): 時価部分 3.102% (1/2の国庫負担あり)、復旧部分 1.423% (国庫負担なし)

※ 被覆材の補償は従前と変更なし

単位: 千円

	設置してから4年経過の施設 (従来の耐用年数の最終年の場合)			設置してから10年経過の施設 (拡充後の耐用年数経過後の場合)		
	現行	見直し後		現行	見直し後	
		時価ベースの補償 の引上げ後	農家選択での補償 の追加後		時価ベースの補償 の引上げ後	農家選択での補償 の追加後
補償価額	1,969	2,761	3,121	1,681	2,221	2,671
うち本体	648 (一)	1,440 (現行の2.2倍)	1,800 (現行の2.8倍)	360 (一)	900 (現行の2.5倍)	1,350 (現行の3.75倍)
共済掛金(農家の負担)	24.4	34.3	38.4	20.9	27.6	32.7
共済金(全損の場合)	1,575	2,208	2,496	1,344	1,776	2,136
共済金(50%損害の場合)	787	1,104	1,248	672	888	1,068